

議案第33号

嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月10日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定される農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を令和6年度末に策定したことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

嘉島町報酬及び費用弁償条例(平成3年嘉島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

人・農地プラン検討会	会長	日額	6,300
	委員		6,100

」を「

地域計画検討委員会	委員長	日額	6,300
	委員		6,100

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉島町報酬及び費用弁償条例(平成3年嘉島町条例第2号)新旧対照表

現行					改正後（案）								
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）								
区分			報酬額(円)		区分			報酬額(円)					
教育委員会 選挙管理委員会	委員	年額	171,200		教育委員会 選挙管理委員会	委員	年額	171,200					
	委員長	日額	6,300			委員長	日額	6,300					
	委員		6,100			委員		6,100					
監査委員	識見を有する者	日額	6,600		監査委員	識見を有する者	日額	6,600					
	議会選出者		6,600			議会選出者		6,600					
農業委員会	会長	年額	基本給 275,000 能率給 予算の範囲 内で町長が定める額		農業委員会	会長	年額	基本給 275,000 能率給 予算の範囲 内で町長が定める額					
	委員		基本給 250,000 能率給 予算の範囲 内で町長が定める額			委員		基本給 250,000 能率給 予算の範囲 内で町長が定める額					
防災会議委員(専門委員含む)				日額	6,100	防災会議委員(専門委員含む)				日額	6,100		
国民保護協議会(専門委員含む)				会長	日額	6,300	国民保護協議会(専門委員含む)				会長	日額	6,300
				委員		6,100					委員		
水防協議会委員				日額	6,100	水防協議会委員				日額	6,100		
交通安全推進協議会委員				日額	6,100	交通安全推進協議会委員				日額	6,100		

生活安全推進協議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
特別職報酬等審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
総合計画審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
男女共同参画社会推進懇話会	会長 委員	日額	6,300 6,100
まち・ひと・しごと創生総合戦略 審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
固定資産評価審査委員会	委員長 委員	日額	6,300 6,100
子ども・子育て会議委員		日額	6,100
教育支援委員会	会長 委員	日額	6,300 6,100
給食センター運営委員会	会長 委員	日額	6,300 6,100
公民館運営審議会	委員長 委員	日額	6,300 6,100
文化財保護委員会	委員長 委員	日額	6,300 6,100
人権擁護審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
隣保館運営審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100

生活安全推進協議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
特別職報酬等審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
総合計画審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
男女共同参画社会推進懇話会	会長 委員	日額	6,300 6,100
まち・ひと・しごと創生総合戦略 審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
固定資産評価審査委員会	委員長 委員	日額	6,300 6,100
子ども・子育て会議委員		日額	6,100
教育支援委員会	会長 委員	日額	6,300 6,100
給食センター運営委員会	会長 委員	日額	6,300 6,100
公民館運営審議会	委員長 委員	日額	6,300 6,100
文化財保護委員会	委員長 委員	日額	6,300 6,100
人権擁護審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
隣保館運営審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100

民生委員推せん会	委員長 委員	日額	6,300 6,100
青少年問題協議会委員(専門委員含む)		日額	6,100
ごみ問題対策実行委員会委員		日額	6,100
健康づくり推進委員会委員		日額	6,100
国民健康保険事業の運営に関する協議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
地域包括支援センター運営協議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
予防接種健康被害調査委員会(専門委員含む)		日額	6,100
農業振興地域整備促進協議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
人・農地プラン検討会	委員長 委員	日額	6,300 6,100
都市計画審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
土地区画整理審議会	会長 委員	日額	6,300 6,100
土地区画整理評価員		日額	6,100
町営住宅入居者審査会	会長 委員	日額	6,300 6,100
社会教育委員		日額	6,100
スポーツ推進委員		年額	30,200
町医	1人につ	年額	203,300

学校医	1校につき	年額	203,300
学校歯科医	1校につき	年額	203,300
学校薬剤師	1校につき	年額	129,200
産業医	1人につき	年額	203,300
選挙長	1回につき		6,300
投票管理者	1回につき		9,400
開票管理者	1回につき		6,300
投票立会人	1回につき		9,100
開票立会人	1回につき		6,100
前号に掲げる者以外の非常勤職員			他の非常勤職員との 均衡を考慮して予算 の範囲内で町長が認 める額